

一般社団法人日本ペインリハビリテーション学会
「からだ・運動器の痛み専門医療者」認定に関する規則

第1章 総則

- 第1条 この規則は、一般社団法人日本ペインリハビリテーション学会（以下「当学会」とする）が、「NPO 法人いたみ医学研究情報センター認定『からだ・運動器の痛み専門医療者』」（以下、痛み専門医療者）制度において当学会員の認定申請に関して必要な事項を定め、痛み専門医療者制度の運用を円滑に進めることを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、痛み専門医療者委員会（以下「当委員会」とする）を設置する。

第2章 痛み専門医療者委員会

- 第3条 当委員会は、第1条に掲げる目的を達成するために、当学会員が痛み専門医療者の認定を受けようとする際の基準を定め、申請者の適否を審査するとともに、当学会内における痛み専門医療者の管理を行い、痛み専門医療者制度に関する諸問題について検討する。
- 第4条 当委員会の構成および運営は次のように定める。
- (1) 当委員会の委員は当学会理事または代議員から選出され、当学会理事長が囑する。
 - (2) 当委員会は、選出された委員若干名で構成する。
 - (3) 当委員会の委員長は、当委員会の委員であることとし、当学会理事長が指名する。
 - (4) 当委員会の委員長は当委員会を招集し議長となるほか、会務を総括し、本認定制度に関わる諸事を円滑に進める。
 - (5) 当委員会の委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

第3章 痛み専門医療者認定の基準

- 第5条 当学会員が痛み専門医療者認定を受けようとする際は、以下に定める基準を満たしていなければならない。
- (1) 当学会の正会員であること。
 - (2) 当学会の教育講演を3回以上受講していること。
 - (3) 当学会の学術大会において1回以上の演題発表（共同演者可）を行って

ること。

第4章 痛み専門医療者認定の更新基準

第6条 当学会員が痛み専門医療者認定を更新しようとする際は、初回認定または更新後5年間で以下に定める基準を満たしていなければならない。

- (1) 当学会の正会員であること。
- (2) 当学会の定める教育研修を3回以上受講していること。
- (3) 当学会の学術大会において2回以上の演題発表（共同演者可）を行っていること。

第5章 当学会における痛み専門医療者の管理の停止

第7条 当学会の正会員の資格を失った者は、当学会による管理から除かれる。

附則

- 1 この規則は2016年11月25日より施行する。